

総務課

区長報告第2号～区長報告第4号

専決処分について（損害賠償額の決定）

1 事故の概要

- (1) 日 時 令和3年10月15日（金） 午前9時44分頃
(2) 場 所 港区三田二丁目6番先
(3) 内 容

本件は、港区三田二丁目6番先の特別区道第1，023号線道路上において、区が所有する起震車が赤信号で停止し、青信号になったため発進しようとしたところ、マニュアル車の運転操作を誤り車体が後退し、後続の普通貨物自動車（小型トラック）に衝突したことによる人身事故及び物損事故です。

(4) 相手方の負傷状況（人身事故）

乗車していた4名のうち、運転者及び同乗者2名については、衝突の衝撃による首の痛みを訴え、救急搬送され、外傷性頸部症候群の診断を受けました。

また、残りの1名にけがはありませんでした。

なお、起震車の運転及び同乗していた消防署職員にけがはありませんでした。

- (5) 責任の割合 港区：100% 相手方：0%

2 専決処分日

区長報告第2号（運転者）	令和4年1月21日
区長報告第3号（同乗者）	
区長報告第4号（同乗者）	

3 損害賠償額（人身事故）

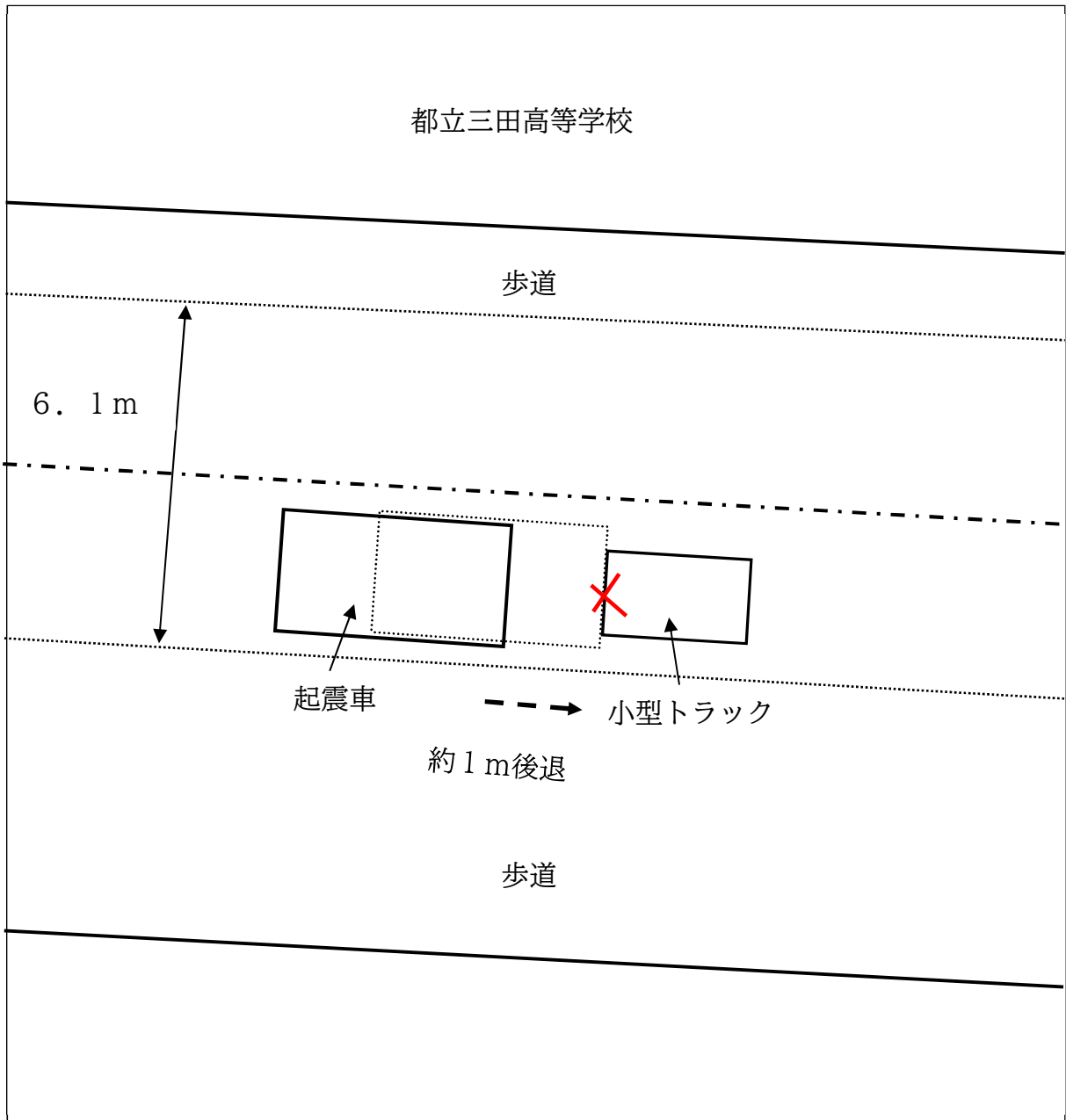
	金額	根拠資料	示談書
区長報告第2号（運転者）	342,811円	8ページ参照	11ページ参照
区長報告第3号（同乗者）	322,610円	9ページ参照	12ページ参照
区長報告第4号（同乗者）	92,535円	10ページ参照	13ページ参照

位置図



事故発生場所

拡大図



相手方：普通貨物自動車（小型トラック）の状況
丸枠内が損傷箇所です。



区：起震車の状況
丸枠内に線上の傷がついています。



住所

氏名

殿

交通事故証明書

事故照会
番号

三田署 第6044号

①・乙・

との続柄 本人・代理人

発生日時

令和3年10月15日 午前9時44分ころ

発生場所

東京都港区三田2丁目6番

住所

フリガナ
氏名

生年
月日

男 (26歳)

備考

甲・乙以外の当事者
有 (別紙のとおり)
1枚

甲

車種

自家用
準中型乗用自動車

車両
番号

品川800す3968

自賠責
保険関係

有り 損保ジャパン

証明書
番号

事故時の
状態

○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他

住所

フリガナ
氏名

生年
月日

男 (48歳)

乙

車種

自家用
普通貨物自動車

車両
番号

自賠責
保険関係

有り

証明書
番号

事故時の
状態

○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他

事故類型

車両相互

車両単独

人対車両

正面衝突

側面衝突

衝突
出会い頭突

接触

追突

○その他

転倒

路外逸脱

衝突

その他

踏切

不調査中

上記の事項を確認したことを証明します。

なお、この証明は損害の種類とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。

令和3年10月26日

自動車安全運転センター

東京都事務所長



証明番号

013423A

照合記録簿の種類



丙	住所	[REDACTED] ([REDACTED])		
	刀がナ氏名	[REDACTED]	生 年 月 日	[REDACTED] 男 (69歳)
	車 種		車 番 号	
	自賠償保険関係		証 明 書 番 号	
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [REDACTED])・歩行・その他		
丁	住所	[REDACTED] ([REDACTED])		
	刀がナ氏名	[REDACTED]	生 年 月 日	[REDACTED] 女 (74歳)
	車 種		車 番 号	
	自賠償保険関係		証 明 書 番 号	
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [REDACTED])・歩行・その他		
戊	住所	[REDACTED] ([REDACTED])		
	刀がナ氏名	[REDACTED]	生 年 月 日	[REDACTED] 女 (73歳)
	車 種		車 番 号	
	自賠償保険関係		証 明 書 番 号	
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [REDACTED])・歩行・その他		
	住所	以下余白		
	刀がナ氏名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	車 種		車 番 号	
	自賠償保険関係		証 明 書 番 号	
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [REDACTED])・歩行・その他		
	住所			
	刀がナ氏名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	車 種		車 番 号	
	自賠償保険関係		証 明 書 番 号	
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名 [REDACTED])・歩行・その他		

様

令和 4年 1月 14日

損害賠償額計算書

事故日 令和 3年 10月 15日
 最終治療日 令和 3年 11月 13日
 入院日数 日
 通院日数 22日
 総治療日数 30日

三井住友海上火災保険株式会社
 埼玉損害サポート部
 埼玉自動車第三保険金お支払センター
 担当者

1. 傷害による損害

項目	①金額(※1)	備考
1 治療費	125,940	
2 看護料		
3 通院費	1,950	ガソリン代1kmあたり15円を認定しています。
4 諸雑費		
5 その他		
6 休業損害	85,921	休業損害証明書にもとづき認定しています。
7 慰謝料	129,000	当社任意保険の基準で認定しています。
過失相殺		
②上記合計	342,811	= 自賠償保険基準の金額 342,811

2. 損害賠償額

損害賠償額(※2)	342,811	傷害による損害は、②上記合計の金額を採用しています。
既払額合計	(-) 0	
最終お支払額	342,811	損害賠償額-既払額合計

※1. ①金額の詳細は、別紙をご参照ください。

※2. 傷害による損害は、②上記合計と自賠償保険基準の金額を比較して高い方を採用しています。

【備考】

様

損害賠償額計算書

事故日 令和 3年 10月 15日
 最終治療日 令和 3年 11月 13日
 入院日数 日
 通院日数 21日
 総治療日数 30日

三井住友海上火災保険株式会社
 埼玉損害サポート部
 埼玉自動車第三保険金お支払センター
 担当者

1. 傷害による損害

項目	①金額 (※1)	備考
1 治療費	101,475	
2 看護料		
3 通院費	1,575	ガソリン代は1kmあたり15円で認定しています。
4 諸雑費		
5 その他		
6 休業損害	90,560	休業損害証明書をもとに計算しております。
7 慰謝料	129,000	自賠責基準で計算しております。
過失相殺		
②上記合計	322,610	= 自賠責保険基準の金額 322,610

2. 損害賠償額

損害賠償額 (※2)	322,610	傷害による損害は、②上記合計の金額を採用しています。
既払額合計	(-) 0	
最終お支払額	322,610	損害賠償額－既払額合計

※1. ①金額の詳細は、別紙をご参照ください。

※2. 傷害による損害は、②上記合計と自賠責保険基準の金額を比較して高い方を採用しています。

【備考】

様

令和 4年 1月 14日

損害賠償額計算書

事故日 令和 3年 10月 15日
 最終治療日 令和 3年 10月 21日
 入院日数 日
 通院日数 5日
 総治療日数 7日

三井住友海上火災保険株式会社
 埼玉損害サポート部
 埼玉自動車第三保険金お支払センター
 担当者

1. 傷害による損害

項目	①金額 (※1)	備考
1 治療費	49,535	
2 看護料		
3 通院費		
4 諸雑費		
5 その他		
6 休業損害		
7 慰謝料	43,000	自賠償基準で計算しております。
過失相殺		
②上記合計	92,535	= 自賠償保険基準の金額 92,535

2. 損害賠償額



損害賠償額 (※2)	92,535	傷害による損害は、②上記合計の金額を採用しています。
既払額合計	(-) 0	
最終お支払額	92,535	損害賠償額 - 既払額合計

※1. ①金額の詳細は、別紙をご参照ください。

※2. 傷害による損害は、②上記合計と自賠償保険基準の金額を比較して高い方を採用しています。

【備考】

示 談 書

当事者 甲	東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区
当事者 乙	
事故年月日	令和3年10月15日(金)午前9時44分頃
発生場所	東京都港区三田二丁目6番先
事故概要	令和3年10月15日(金)午前9時44分頃、港区三田二丁目6番先の特別区道第1,023号線道路上において、甲が所有する起震車(車両番号:品川800す3968)が、赤信号で停止していたが、青信号になったため前方の車両に続いて発進しようとしたところ、マニュアル車の操作を誤り車体が後退し、後続の乙が運転する普通貨物自動車(車両番号: )に衝突し、乙を負傷させたもの

上記の事故に関して当事者協議の結果、次のとおり示談が成立しました。

◎ 示談内容

	甲	乙
損害額	0円	342,811円
事故の責任割合	100%	0%
損害賠償額	342,811円	0円

甲は、乙に対して、上記の損害賠償額を支払います。なお、甲、乙は、裁判上、裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴えの提起等をしないこととします。

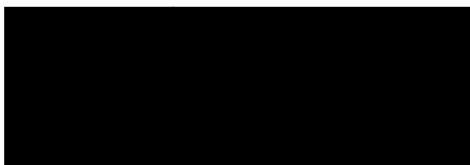
以下余白

令和4年1月21日

当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭



当事者 乙



示 談 書

当事者 甲	東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区
当事者 乙	[REDACTED]
事故年月日	令和3年10月15日(金) 午前9時44分頃
発生場所	東京都港区三田二丁目6番先
事故概要	令和3年10月15日(金) 午前9時44分頃、港区三田二丁目6番先の特別区道第1, 023号線道路上において、甲が所有する起震車(車両番号:品川800す3968)が、赤信号で停止していたが、青信号になったため前方の車両に続いて発進しようとしたところ、マニュアル車の操作を誤り車体が後退し、後続の乙が同乗する普通貨物自動車(車両番号: [REDACTED])に衝突し、乙を負傷させたもの

上記の事故に関して当事者協議の結果、次のとおり示談が成立しました。

◎ 示談内容

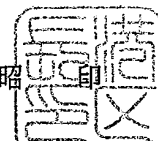
	甲	乙
損害額	0円	322,610円
事故の責任割合	100%	0%
損害賠償額	322,610円	0円

甲は、乙に対して、上記の損害賠償額を支払います。なお、甲、乙は、裁判上、裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴えの提起等をしないこととします。

以下余白


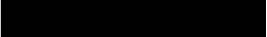
令和4年1月21日

当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井 雅 昭



当事者 乙 [REDACTED]

示 談 書

当事者 甲	東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区
当事者 乙	
事故年月日	令和3年10月15日(金)午前9時44分頃
発生場所	東京都港区三田二丁目6番先
事故概要	令和3年10月15日(金)午前9時44分頃、港区三田二丁目6番先の特別区道第1,023号線道路上において、甲が所有する起震車(車両番号:品川800す3968)が、赤信号で停止していたが、青信号になったため前方の車両に続いて発進しようとしたところ、マニュアル車の操作を誤り車体が後退し、後続の乙が同乗する普通貨物自動車(車両番号: )に衝突し、乙を負傷させたもの

上記の事故に関して当事者協議の結果、次のとおり示談が成立しました。

◎ 示談内容

	甲	乙
損害額	0円	92,535円
事故の責任割合	100%	0%
損害賠償額	92,535円	0円

甲は、乙に対して、上記の損害賠償額を支払います。なお、甲、乙は、裁判上、裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴えの提起等をしないこととします。

以下余白

令和4年1月21日

当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭



当事者 乙 